

武雄商工会議所会員及び特別会員入会申込書

武雄商工会議所 会頭 田中隆一郎 様

武雄商工会議所の定款内容(会員の資格)を確認し、定款第10条3項に該当しない事を確約し入会を申し込みます。

申込日 令和 年 月 日	※太枠の中をご記入下さい。	受付日 令和 年 月 日
--------------	---------------	--------------

フリガナ						※事業所コード	
事業所名							
事業所所在地	〒 -						
フリガナ				生年月日	T・S・H 年 月 日		
代表者名	⑨			役 職			
TEL	- -			FAX	- -		
創業年月	年 月		法人設立年月	年 月		現地開設年月	年 月
決算月	月		資本金	万円		申告区分	青色 ・ 白色
業 種						※産業分類(細分類)	
事業内容 (取扱品目)	(できるだけ詳細にご記入ください)						
URL	http://www			E-mail			
従業員数	名 (役員: 名、家族従業員: 名、正社員: 名、その他: 名)						
会報掲載	弊所会報への掲載について 希望します ・ 希望しません						

年会費	口	円	会費請求方法	法人・団体 2口以上	10,000円～
			口座振替 ・ 銀行振込	個人 2口以上	6,000円～

《個人情報の取扱い》

※口座振替日:毎年 6/25(休日の場合、翌営業日で再振替は行いません)

- ご提供いただいた個人情報は、当所の個人情報保護方針に基づき、安全かつ適切に管理いたします。
- 個人情報は、会員入会申込に関する事務手続や会員管理のために使用します。また、当所からのセミナーや講演会等の開催案内にも使用いたします。
- 個人情報は、上記目的以外に第三者に開示、提供、預託することはありません。個人情報の取扱いを含む業務を他社に委託する際は、個人情報が漏えい・流出することのないよう委託先に対して適切な契約や指導・管理を行います。

個人情報取扱い
についての同意

☐同意する

☐同意しない

《会議所処理欄》		入会日 令和 年 月 日 (年度)		会員区分		会員・特別会員	
行政区		部 会		卸小売・食品・生産・建設・運輸・金融・観光・サービス		特 商	
専務理事		事務局長・相談所長		次 長		経営指導員	
						総 務 課	
地区担当		TOAS (基本情報)		CARD (宛名シール)		会費台帳	
						振替依頼書	
				BK提出 /		会報掲載	
				R 年 月		R /	
						常議員会 承認日	
						会費入金日	
						R /	

(会員の資格)

第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者、協同組合、公社及び経済団体は本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会（又は議員総会）の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。

(1)本商工会議所の地区内で事業活動を行なう次に掲げる団体

①協同組合、②信用金庫、③労働金庫、④公社、⑤経済関係団体、⑥医療法人、⑦社会福祉法人、⑧弁護士法人、⑨監査法人、⑩税理士法人、⑪特許業務法人、⑫産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人、⑬地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人、⑭地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人、⑮地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する中間法人、⑯まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人、⑰観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人

(2)本商工会議所の地区内で自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人

①医師、②歯科医師、③助産、④弁護士、⑤公認会計士、⑥司法書士、⑦税理士、⑧行政書士、⑨弁理士

(3)本商工会議所の地区内に引き続き6月に満たない期間営業所等を有する商工業者

2. この定款において、「商工業者」とは、次の者をいう。

(1)自己の名をもって商行為をすることを業とする者、

(2)店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者

(3)鉱業を営む者

(4)取引所

(5)会社

(6)相互会社

3. 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。

(1)精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4)反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）